個人情報の取扱いに関する特記事項

（総則）

第１条　受託者（以下「乙」という。）は、この特記に定める事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（守秘義務）

第２条　乙は、受託業務の実施により直接又は間接に知り得た個人情報等その他秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間が満了し又は契約を解除した後も、同様とする。

（個人情報等の取扱いの報告）

第３条　乙は、甲から個人情報等の取扱いについて報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　乙は、前項の規定による報告の手順（緊急時の報告の手順を含む。）を事前に定めておかなければならない。

（個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第４条　乙は、甲から提供を受けた個人情報等を、対象業務の用に供する目的以外に利用してはならない。また、甲の承諾を得ないで、第三者へ提供してはならない。

（個人情報等の管理）

第５条　乙は、対象業務を履行するために個人情報等を保持している間は、次に掲げる事項を遵守し、個人情報等を適正に管理しなければならない。

（１）甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を作業場所から持ち出さないこと。

（２）個人情報等の漏洩、紛失、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報等の漏洩等の事故」という。）を防止し、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

（緊急時の対応）

第６条　乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合に備えて、緊急時対応計画を定めておかなければならない。

２　乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、甲に対し、直ちに事故の発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

３　甲は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて事故に関する情報を公表することができる。

（再委託）

第７条　乙は、やむを得ない場合を除き、対象業務を第三者に委託してはならない。

２　乙は、やむを得ず対象業務の一部を委託する必要がある場合は、委託契約の名称、委託先に関する情報、委託する理由、委託して処理する内容を明確にした上で、対象業務の着手前に、甲に対し、書面により報告しなければならない。

３　乙は、前項の委託先（以下「再委託先」という。）に対し、特記事項を遵守させるとともに、甲に対し、再委託先による全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　乙は、再委託先との契約において乙の再委託先に対する監督の方法を具体的に定め、再委託先による特記事項の遵守状況を適切に監督するとともに、甲の請求に応じ、当該監督の状況を報告しなければならない。

（報告の徴収等）

第８条　甲は、乙及び再委託先による特記事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、乙及び再委託先に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして、乙及び再委託先の作業場所に立ち入り、遵守状況を検査させることができる。

（契約解除）

第９条　甲は、乙が特記事項を遵守しない場合は、受託業務の契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙は、甲に対し、契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができない。

（損害賠償）

第１０条　乙は、乙及び再委託先が特記事項に違反し又は特記事項の遵守を怠ったため甲に損害が生じた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。